

○社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度実施要綱

(平成 18 年 4 月 1 日要綱第 2 号)

改正 平成 25 年 10 月 29 日要綱第 37 号 平成 27 年 5 月 21 日要綱第 11 号
平成 28 年 4 月 1 日要綱第 20 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者の訪問介護等のサービスの利用について、当該サービスを行う社会福祉法人等(以下「法人等」という。)が利用者負担を軽減する場合、その法人等に対し補助を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象となる法人等)

第 2 条 補助金の交付対象となる法人等は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)に規定する介護保険サービスを提供する法人等で、介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び早島町長に届け出たものとする。

(事業の対象となる費用)

第 3 条 利用者負担額の軽減事業(以下「事業」という。)の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額並びに食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額とする。特に指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設においては、平成 17 年 10 月より食費及び居住費について介護保険の給付の対象外とされたことを踏まえ、食費及び居住費に係る利用者負担を含めて軽減を行うものとする。

(事業の対象者)

第 4 条 事業の対象者は、市町村民税が非課税である世帯に属する者であって、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たすもののうち、その者の収入、その者が属する世帯の状況、その者の前条のサービスの利用に係る利用者負担額等を総合的に勘案し、生計が困難な者として町長が認める者及び生活保護受給者とする。

なお、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象としないが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

- (1) 年間収入が、単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が、単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等にその者が扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

(利用者負担額の軽減の申請)

第5条 利用者負担額の軽減を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書に介護保険の被保険者証その他必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(確認の通知)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、必要な調査及び審査を行い、当該申請書を提出した者(以下「申請者」という。)に社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書によりその適否を通知ものとする。

- 2 前項の通知を行う場合において、軽減の対象者として確認された者については、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(以下「確認証」という。)を交付するものとする。
- 3 確認証の有効期間は、前項の規定による申請のあった月の初日からその日の属する年の7月31日までとする。ただし、申請のあった日の属する月が8月から12月までの間である場合は、前項の規定による申請のあった年の翌年の7月31日までとする。

(利用者負担額の軽減の程度)

第7条 利用者負担額の軽減の程度は、申請者のサービスの利用に係る利用者負担額の4分の1に相当する金額を、申請者が高齢福祉年金受給者である場合にはその者のサービスの利用に係る利用者負担額の2分の1に相当する金額を減じることとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、申請者の収入、申請者の属する世帯の状況、申請者の利用するサービスに係る利用者負担額等を総合的に勘案して必要と認めるときは、利用者負担額の軽減額を決定することができる。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。

(補助の対象)

第 8 条 補助の対象は、法人等が利用者負担を軽減した総額(補助措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。)のうち、当該法人等の本来受領すべき利用者負担収入(軽減対象となるものに限る。)に対する一定割合(おおむね 1 パーセント)を超えた部分とし、当該法人等の収支状況等を踏まえ、その 2 分の 1 を基本として、それ以下の範囲内で行うことができるものとする。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が 10 パーセントを超える部分について、全額を補助措置の対象とするものとする。

- 3 この補助額の算定については、事業所(施設)を単位として行うこととする。

(確認証の提示)

第 9 条 確認証の交付を受けた者(以下「適用者」という。)は、第 3 条のサービスを受けるときは、当該法人等に対し確認証を提示しなければならない。

(変更の届出)

第 10 条 適用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに社会福祉法人等利用者負担軽減対象者変更届(様式第 4 号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 氏名の変更があったとき。
- (2) 住所の変更があったとき。
- (3) 生計中心者の変更があったとき。

(確認証の返還)

第 11 条 適用者は、第 4 条に規定する利用者負担額の軽減対象者に該当しなくなったときは、遅滞なく確認証を町長に返還しなければならない。

(補助金の交付申請)

第 12 条 補助金の交付を受けようとする法人等は、社会福祉法人等利用者負担軽減補助金交付申請書(様式第 5 号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、法人等に交付決定の通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条第2項の規定による通知を受けた法人等は、社会福祉法人等利用者負担軽減補助金請求書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、法人等に対し補助金を交付するものとする。

(交付の取消)

第14条 町長は、法人が不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助金を請求した法人に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月29日要綱第37号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年5月21日要綱第11号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年4月1日要綱第20号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。